



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月1日火曜日 第2752号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可申請.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	111
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	111
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	111
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	112
土砂災害警戒区域の指定.....	(") ...	112
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除.....	(") ...	112
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	113
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所) ...	115

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	(建築住宅課) ...	116
--------------------------	-------------	-----

監 査 公 表

財政援助団体等監査結果の公表(3件).....	(監査事務局) ...	117
随時監査結果の公表.....	(") ...	120

告 示

○愛媛県告示第223号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人 八反地営農組合	愛媛県松山市八反地 甲228番地1	愛媛県松山市庄甲21 2番1ほか19筆	10,624
竹中恵太	愛媛県西予市宇和町 久枝甲239番地	愛媛県西予市宇和町 久枝甲1445番	4,000
竹中義廣	愛媛県西予市宇和町 久枝甲239番地	愛媛県西予市宇和町 久枝甲1416番ほか1 筆	7,859
葉師神光男	愛媛県西予市城川町 魚成2074番地	愛媛県西予市城川町 魚成2447番1ほか1 筆	1,756
浅野晋司	愛媛県西予市城川町 魚成4030番地	愛媛県西予市城川町 嘉喜尾3948番ほか1 筆	4,226

2 申請年月日

平成28年2月16日

○愛媛県告示第224号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月1日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
今治市朝倉北乙24の26
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝倉北乙24の26(以上1筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成28年3月1日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千野々川 206 - 1129	西条市中奥 (次の図のとおり)	土石流
下谷川 206 - 1133	西条市下谷 (次の図のとおり)	土石流
明穂谷 321 - 1008	西条市小松町明穂 (次の図のとおり)	土石流
巨之奥谷川 323 - 1008b	西条市丹原町東川根 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
早川A 206 - 15 (2)	西条市早川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	早川A 206 - 15 (2)	西条市早川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
早川B 206 - 13 3(1)	西条市早川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	早川B 206 - 13 3(1)	西条市早川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
グリーンハイッ 206 - 16 (2)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	グリーンハイッ 206 - 16 (2)	西条市飯岡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千野々B 206 - 15 2(1)	西条市中奥千野々 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	千野々B 206 - 15 2(1)	西条市中奥千野々 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚林 206 - 20 3(2)	西条市洲之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	棚林 206 - 20 3(2)	西条市洲之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯久保1 206 - 20 (1)	西条市黒瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	湯久保1 206 - 20 (1)	西条市黒瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大保木谷川 206 - 1130	西条市中奥 (次の図のとおり)	土石流	大保木谷川 206 - 1130	西条市中奥 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イノウチ川 206 - 1131	西条市中奥 (次の図のとおり)	土石流	イノウチ川 206 - 1131	西条市中奥 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西原川 206 - 1139	西条市西原 (次の図のとおり)	土石流	西原川 206 - 1139	西条市西原 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本社谷川 321 - 1009	西条市小松町明穂 (次の図のとおり)	土石流	本社谷川 321 - 1009	西条市小松町明穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高松川 323 - 1007	西条市丹原町川根 (次の図のとおり)	土石流	高松川 323 - 1007	西条市丹原町川根 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
巨之奥谷川 323 - 1008a	西条市丹原町東川根 (次の図のとおり)	土石流	巨之奥谷川 323 - 1008a	西条市丹原町東川根 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
フクガタニ川 323 - 1017	西条市丹原町志川 (次の図のとおり)	土石流	フクガタニ川 323 - 1017	西条市丹原町志川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
境谷川 323 - 1018	西条市丹原町志川 (次の図のとおり)	土石流	境谷川 323 - 1018	西条市丹原町志川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野坂川 444 - 1267	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に

に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上の谷川 442 - 1169	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	上の谷川 442 - 1169	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大成川 442 - 1171 - 1	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	大成川 442 - 1171 - 1	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大成川 442 - 1171 - 2	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	大成川 442 - 1171 - 2	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中の谷川 442 - 1172	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	中の谷川 442 - 1172	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西成川 442 - 1173	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	西成川 442 - 1173	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮の谷 442 - 16 03(1)	西宇和郡伊方町中の浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮の谷 442 - 16 03(1)	西宇和郡伊方町中の浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上 442 - 16 10(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上 442 - 16 10(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里 442 - 16 11(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	里 442 - 16 11(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山下 442 - 16 15(1)	西宇和郡伊方町中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山下 442 - 16 15(1)	西宇和郡伊方町中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西 442 - 16 25(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西 442 - 16 25(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 442 - 16 26(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山田 442 - 16 26(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
オモムラ 442 - 16 28(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	オモムラ 442 - 16 28(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大成 442 - 16 36(1)	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大成 442 - 16 36(1)	西宇和郡伊方町大成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜道 442 - 16 40(1)	西宇和郡伊方町伊方越 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浜道 442 - 16 40(1)	西宇和郡伊方町伊方越 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋敷A 442 - 27 38(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	古屋敷A 442 - 27 38(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥C 442 - 27 39(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥C 442 - 27 39(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐市A 443 - 16 47(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐市A 443 - 16 47(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高浦 443 - 16 48(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高浦 443 - 16 48(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大平A 443 - 16 50(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大平A 443 - 16 50(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
イケダ 443 - 16 53(1)	西宇和郡伊方町大江 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	イケダ 443 - 16 53(1)	西宇和郡伊方町大江 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本 443 - 16 55(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂本 443 - 16 55(1)	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ハトノクチ 443 - 16 61(1)	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ハトノクチ 443 - 16 61(1)	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

フナクボ 443 - 16 62(1)	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	フナクボ 443 - 16 62(1)	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三崎 A 444 - 17 06(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三崎 A 444 - 17 06(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ウエムラ 443 - 16 65(1)	西宇和郡伊方町神崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ウエムラ 443 - 16 65(1)	西宇和郡伊方町神崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三崎 C 444 - 17 07(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三崎 C 444 - 17 07(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ムカイ 443 - 16 66(1)	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ムカイ 443 - 16 66(1)	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三崎 D 444 - 17 08(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三崎 D 444 - 17 08(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ニシワキ 443 - 16 70(1)	西宇和郡伊方町川之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ニシワキ 443 - 16 70(1)	西宇和郡伊方町川之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三崎 E 444 - 17 09(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三崎 E 444 - 17 09(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
狩浜 A 443 - 16 72(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	狩浜 A 443 - 16 72(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三崎 F 444 - 17 10(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三崎 F 444 - 17 10(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
狩浜 B 443 - 16 73(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	狩浜 B 443 - 16 73(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	赤坂 A 444 - 17 11(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	赤坂 A 444 - 17 11(1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西上 B 443 - 16 75(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西上 B 443 - 16 75(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐田 B 444 - 17 15(1)	西宇和郡伊方町佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐田 B 444 - 17 15(1)	西宇和郡伊方町佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西上 C 443 - 16 76(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西上 C 443 - 16 76(1)	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大佐田 B 444 - 17 17(1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大佐田 B 444 - 17 17(1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平磯 C 444 - 16 84(1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平磯 C 444 - 16 84(1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大佐田 C 444 - 17 19(1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大佐田 C 444 - 17 19(1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八軒家 444 - 16 87(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	八軒家 444 - 16 87(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	井野浦 444 - 17 21(1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	井野浦 444 - 17 21(1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂田 444 - 16 89(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	砂田 444 - 16 89(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	与修 B 444 - 17 22(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与修 B 444 - 17 22(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井 444 - 16 90(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向井 444 - 16 90(1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	与修 E 444 - 17 25(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与修 E 444 - 17 25(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明神 B 444 - 16 98(1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	明神 B 444 - 16 98(1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	サザエバヤ B 444 - 17 27(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	サザエバヤ B 444 - 17 27(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松 F 444 - 17 05(1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松 F 444 - 17 05(1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向灘 B 444 - 17 29(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向灘 B 444 - 17 29(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

半田 444 - - 17 30(1)	西宇和 郡伊方 町串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	半田 444 - - 17 30(1)	西宇和 郡伊方 町串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
串 D 444 - - 17 34(1)	西宇和 郡伊方 町串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	串 D 444 - - 17 34(1)	西宇和 郡伊方 町串 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中の谷 444 - - 17 36(1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中の谷 444 - - 17 36(1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
長浜 444 - - 17 41(1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	長浜 444 - - 17 41(1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大西 444 - - 26 14(1)	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大西 444 - - 26 14(1)	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
オミド 444 - - 13 9(2)	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	オミド 444 - - 13 9(2)	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
柿谷川 442 - - 1164	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	土石流	柿谷川 442 - - 1164	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上の谷 川 442 - - 1169	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	上の谷 川 442 - - 1169	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東大成 川 442 - - 1170	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	東大成 川 442 - - 1170	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大成川 442 - - 1171 - 1	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	大成川 442 - - 1171 - 1	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大成川 442 - - 1171 - 2	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	大成川 442 - - 1171 - 2	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中の谷 川 442 - - 1172	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	中の谷 川 442 - - 1172	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西成川 442 - - 1173	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	西成川 442 - - 1173	西宇和 郡伊方 町大成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第230号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、西宇和郡伊方町、八幡浜市、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、喜多郡内子町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成28年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる 特定計量器
平成28年午前11時 から 4月11日午後3時 まで	三崎総合体育館	伊 方 町	非自動はかり (計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。) 分銅 おもり 定量増おもり
" 12日 午前11時 から 午後3時 まで	瀬戸町民センター		
" 13日 午前10時30分から 午前11時30分まで	伊方町役場 町見出張所		
" 13日 午後1時 から 午後3時 まで	伊方町中央公民館		
" 14日 午前10時00分から 午前11時30分まで	八幡浜市役所 日土出張所	八 幡 浜 市	
" 14日 午後1時 から 午後3時 まで	神山地区公民館		
" 15日 午前10時30分から 午後3時 まで	J A 西宇和 真穴共選 選果場		
" 18日 午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市役所 保内庁舎		
" 19日 午前10時30分から 午後5時 まで	八幡浜みなと みなと交流館		
" 20日 午前9時 から 午後3時 まで	八幡浜みなと みなと交流館		
5月9日 午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市農村生活 文化ふれあい交流 館	宇 和 島 市	
" 10日 午前10時30分から 午前12時 まで	J A えひめ南 玉津支所		
" 10日 午後1時30分から 午後3時 まで	J A えひめ南 奥南支所		
" 11日 午前10時30分から 午後3時 まで	吉田公民館		
" 12日 午前10時30分から 午後3時 まで	津島勤労者 体育センター		
" 13日 午前10時30分から 午前11時30分まで	御横公民館		
" 13日 午後1時30分から 午後3時 まで	下灘公民館		
" 16日 午前10時30分から 午後3時 まで	市立 勤労青少年ホーム		
" 17日 午前10時30分から 午後3時 まで	市立図書館		
" 18日 午前10時 から 午前11時 まで	定期船待合所日振 島ボケットパーク		
" 18日 午後1時 から 午後2時 まで	J A えひめ南 宇和海第二支所		
" 18日 午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南 嘉島出張所		
" 19日 午前11時 から 午前12時 まで	J A えひめ南 下波支所		
" 19日 午後2時 から 午後3時30分まで	宇和島市役所 宇和海支所		
" 20日 午前10時 から 午前12時 まで	J A えひめ南 九島支所		
" 23日 午前10時30分から 午後5時00分まで	宇和島市役所		
" 24日 午前9時 から 午後3時 まで	宇和島市役所		
6月1日 午前11時 から 午後2時30分まで	鬼北町役場 日吉支所	鬼 北 町	
" 2日 午前11時 から 午後3時 まで	中央公民館		

" 3日	午前11時 午後2時	から まで	中央公民館		
" 6日	午前11時 午後2時	から まで	愛南町役場 内海支所	愛 南 町	
" 7日	午前9時 午前12時	から まで	西海町民会館		
" 8日	午前9時 午前12時	から まで	愛南町役場 一本松支所		
" 9日	午前9時 午後5時	から まで	城辺保健福祉 センター		
" 10日	午前9時 午後2時	から まで	御荘文化センター		
6月13日	午前11時 午後3時	から まで	松野町山村開発 町民センター	松 野 町	
9月1日	午前11時 午後3時	から まで	西予市 明浜町民会館	西 予 市	
" 2日	午前11時 午後3時	から まで	西予市 狩江公民館		
" 5日	午前11時 午後3時	から まで	西予市 依津公民館		
" 6日	午前11時 午前12時	から まで	三瓶農村 研修センター		
" 6日	午後1時30分 午後3時	から まで	西予市 三瓶北公民館		
" 7日	午前11時 午後3時	から まで	西予市 三瓶支所		
" 8日	午前11時 午前12時	から まで	西予市 惣川出張所		
" 9日	午前11時 午後3時	から まで	西予市 野村公会堂		
" 12日	午前11時 午後3時	から まで	西予市総合 センターしるかわ		
" 13日	午前10時30分 午後3時	から まで	西予市役所		
" 14日	午前10時30分 午後2時	から まで	西予市役所		
10月3日	午前10時 午後3時	から まで	内子町 林業センター		内 子 町
" 4日	午前10時 午前11時30分	から まで	J A えひめ中央 田渡経済センター		
" 4日	午後1時 午後2時30分	から まで	J A 愛媛たいき 大瀬支所		
" 5日	午前10時 午後3時	から まで	内子町役場 内子分庁舎		
" 6日	午前10時 午後3時	から まで	内子町役場 内子分庁舎		
" 7日	午前10時 午後3時	から まで	内子町役場		
" 11日	午前10時 午後3時	から まで	八多喜連絡所		
" 12日	午前10時 午後3時	から まで	長浜体育館	大 洲 市	
" 13日	午前10時30分 午前12時	から まで	上須戒連絡所		
" 14日	午前10時 午後3時30分	から まで	新谷連絡所		
" 17日	午前11時 午後2時	から まで	河辺基幹 集落センター		
" 18日	午前10時30分 午後3時	から まで	大洲市役所 肱川支所		
" 19日	午前10時 午後3時	から まで	大洲市民会館		
" 20日	午前10時 午後3時	から まで	大洲市総合 福祉センター		

公 告

○ 公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普

及センターに行わせる。

平成28年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成28年 7月 3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成28年 9月11日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成28年 7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成28年10月 9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成27年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は不合格の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成28年3月14日（月）から29日（火）までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒102 0094東京都千代田区紀尾井町3番6号)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができ

る。

平成28年 3月22日(火)午前10時から29日(火)午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成28年 4月 7日(木)から11日(月)までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成28年 6月 8日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成28年 8月23日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成28年 9月 6日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成28年12月 1日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

監 査 公 表

○公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 3月 1日

愛媛県監査委員 佐伯満孝
同 徳永繁樹
同 山之内芳夫
同 渡部浩

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 学校法人 聖カタリナ学園, 学校法人 慶応学園, 学校法人 西条めぐみ学園, etc.

Table with 2 columns: 大洲商工会議所, 公益社団法人 松山青年会議所, えひめ愛フード推進機構, etc.

(監査の結果)
平成26年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。
入所者の事務費徴収額の認定において、必要経費として認められない介護保険サービスに係る食材費等を計上し、入所者の事務費本人徴収額を過小に算定していたため、過去4年間(平成23年度から26年度)、補助金の過大な交付(計457,000円)を受けていた。
(社会福祉法人 吾子苑)

Table with 5 columns: 事業主体, 補助金等の名称, 補助対象事業等, 補助対象事業費等, 補助金額等. Rows include 学校法人 聖カタリナ学園, 聖カタリナ女子高等学校の運営費, 聖マリア幼稚園の運営費, etc.

学校法人 慶 応 学 園	平成26年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	慶応幼稚園の運 営費	178, 551,088円	80, 519,000円	大洲商工会議所	"	経営改善普及事 業等	46, 306,209円	40, 327,729円
"	平成26年度 愛媛県私立 幼稚園子育 て総合支援 事業補助金	慶応幼稚園の子 育て相談事業等	2, 000,000円	1, 560,000円	公益社団法人 松山青年会議所	平成26年度 公益社団法 人日本青年 会議所第63 回全国大会 松山大会補 助金	全国大会松山大 会開催事業	18, 028,856円	6, 009,619円
学校法人 西余めぐみ学園	平成26年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	めぐみ幼稚園の 運営費	90, 280,528円	37, 397,000円	えひめ愛フー ド 推進機構	平成26年度 えひめ愛フ ード推進機 構負担金	県産農林水産物 販売促進事業等	55, 365,241円	26, 012,000円
"	平成26年度 愛媛県私立 幼稚園子育 て総合支援 事業補助金	めぐみ幼稚園の 子育て相談事業 等	1, 060,000円	1, 060,000円	株式会社 日本ケアサポ ート	平成25年度 愛媛県森林 そ生緊急対 策事業(26 年度繰越)	老人福祉施設 「まちなか」の 建設	213, 967,516円	99, 059,000円
愛媛地方税滞納 整理機構	平成26年度 愛媛地方税 滞納整理機 構運営費補 助金	愛媛地方税滞納 整理機構運営費	97, 644,468円	9, 800,000円	越智今治森林組 合	平成26年度 愛媛県造林 事業補助金	間伐等の森林整 備事業	96, 632,970円	38, 653,188円
松山空港利用促 進協議会	平成26年度 松山空港利 用促進協議 会負担金	空港利用啓発事 業	7, 441,968円	4, 207,000円	"	平成26年度 未整備森林 間伐事業費 補助金	間伐等の森林整 備事業	1, 323,802円	1, 300,000円
"	"	国際線利用促進 事業	65, 438,559円	58, 145,000円	愛媛県漁業協同 組合連合会	平成26年度 愛媛県真珠 品質向上対 策事業費補 助金	低品質真珠の買 上げ等	19, 636,042円	13, 745,000円
社会福祉法人 はびねす福祉会	平成26年度 愛媛県外国 人介護福祉 士候補者学 習支援事業 費補助金	外国人介護福祉 士候補者の学習 支援	4, 120,269円	3, 610,000円	"	平成26年度 愛媛県えひ め真珠ブラ ンド確立推 進事業費補 助金	高品質商品の開 発・ブランド化 事業	12, 034,421円	12, 000,000円
"	平成26年度 施設開設準 備等特別対 策事業費補 助金	介護施設の開設 準備に係る補助	50, 314,008円	49, 440,000円	愛顔つなぐえひ め国体・えひめ 大会実行委員会	平成26年度 えひめ国 体・障害者 スポーツ大 会広報推進 事業費負担 金	広報推進事業	31, 794,000円	31, 794,000円
"	平成26年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウス「フ ァミア」の運 営費	26, 613,476円	16, 623,000円	"	平成26年度 えひめ国体 輸送実施計 画策定事業 費負担金	交通対策検討調 査	3, 161,000円	3, 161,000円
"	"	ケアハウス「ブ ラチナガー デン」の運営費	41, 814,456円	19, 113,000円	"	平成26年度 障害者スポ ーツ大会準 備費負担金	準備委員会開催 等	3, 913,000円	3, 913,000円
医療法人 相原整形外科	平成26年度 愛媛県有床 診療所等ス プリンクラ ー等施設整 備事業費補 助金	スプリンクラ ー施設整備	22, 518,000円	22, 423,000円	"	平成26年度 えひめ国体 競技役員等 養成事業費 負担金	競技役員養成等	14, 352,757円	14, 352,757円
学校法人 R W F グループ	平成26年度 愛媛県看護 師等養成所 運営費補助 金	看護師等養成運 営事業	81, 497,884円	9, 114,000円	愛媛県競技力向 上対策本部	平成26年度 愛媛県競技 力向上対策 本部運営費 負担金	競技力向上各種 施策事業	455, 465,295円	455, 465,295円
一般社団法人 松山市歯科医師 会	平成26年度 愛媛県歯科 衛生士復職 支援研修事 業費補助金	歯科衛生士復職 支援等	9, 125,585円	9, 000,000円	社会福祉法人 聖 マ リ ア 会	平成26年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウス「せ せらぎ」の運営 費	23, 625,543円	10, 587,000円
四国観光立県推 進愛媛協議会	平成26年度 四国観光立 県推進愛媛 協議会負担 金	愛媛県の観光推 進事業	27, 322,052円	13, 842,000円	社会福祉法人 吾 子 苑	"	ケアハウス「サ ンランド」の運 営費	25, 941,918円	20, 679,000円
愛媛県商工会連 合会	平成26年度 小規模事業 経営支援事 業費補助金	経営改善普及事 業等(特別会 計)	877, 638,649円	707, 673,286円	鬼 北 町	平成26年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくり推進 事業	16, 351,667円	5, 044,000円
"	"	経営改善普及事 業等(一般会 計)	132, 492,895円	112, 687,819円					

東 温 市	平成26年度 愛媛県農村 環境保全向 上活動支援 事業補助金	共同活動支援、 農業施設長寿化 事業等	53, 317,538円	13, 374,381円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉 協議会	平成26年度 愛媛県生活 福祉資金貸 付事業費補 助金	低所得者自立更 生の貸付金貸付	316, 200,000円	316, 200,000円
"	平成26年度 愛媛県臨時 特例つなぎ 資金貸付事 業費補助金	住居喪失者の貸 付金貸付	10, 000,000円	10, 000,000円
"	平成26年度 愛媛県日常 生活自立支 援事業費補 助金	認知症高齢者等 の自立支援	33, 799,000円	33, 799,000円
"	平成26年度 愛媛県福祉 サービス苦 情解決事業 費補助金	苦情処理体制整 備	6, 608,000円	6, 608,000円
"	平成26年度 愛媛県保育 士修学資金 貸付事業費 補助金	保育士修学資金 貸付	32, 050,000円	32, 050,000円
"	平成26年度 愛媛県明る い長寿社会 づくり推進 機構運営費 補助金	機構運営費等	12, 502,000円	12, 502,000円

南レク株式会社	設立 昭和48年 6月14日 資本金額 400,000,000円 県出資額 106,933,333円	"
公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財 センター	設立 昭和52年 6月 9日 基本金額 5,000,000円 県出捐額 5,000,000円	"
公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年 4月 1日 基本金額 2,206,179,000円 県出資額 2,206,179,000円	平成27年12月17日
松山空港ビル株式 会社	設立 昭和53年11月 1日 資本金額 1,125,000,000円 県出資額 300,000,000円	"
愛媛エフ・イー・ ゼット株式会社	設立 平成 5年 4月30日 資本金額 3,427,000,000円 県出資額 936,000,000円	"
公益財団法人 愛媛の森林基金	設立 昭和61年 5月10日 基本金額 1,051,130,000円 県出捐額 400,000,000円	"

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 3月 1日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫
同 渡 部 浩

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
愛媛県住宅供給公 社	設立 昭和40年11月15日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	平成27年11月26日
公益財団法人 愛媛県スポーツ振 興事業団	設立 昭和49年12月25日 基本金額 750,203,544円 県出捐額 500,000,000円	平成27年12月16日
松山観光港ターミ ナル株式会社	設立 平成10年 4月23日 資本金額 579,400,000円 県出資額 256,000,000円	"

（監査の結果）

平成26年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。

平成26年度今治道路埋蔵文化財発掘調査に伴うオペ付き重機等単価契約において、入札執行表の記載誤りにより落札額を上回る額で契約を締結した結果、支払額で計5,269,796円が過大となっていた。

（公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター）

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 3月 1日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫
同 渡 部 浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団 松山観光港ターミナル株式会社	平成27年12月16日 "

南レク株式会社	"	
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	平成27年12月17日	
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	"	
株式会社 レスバスコポーレーション	"	
<p>(監査の結果)</p> <p>平成26年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。</p>		
公の施設の 管理委託団体	公の施設の名称	委託金額
公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	愛媛県総合運動公園	206,313,000円
"	愛媛県武道館	150,808,000円
松山観光港ターミナル株式会社	松山観光港ターミナル	30,414,000円
南レク株式会社	南予レクリエーション都市公園	343,694,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県総合社会福祉会館	58,992,000円
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	愛媛国際貿易センター	115,410,000円
"	愛媛県植物くん蒸所	2,339,000円
株式会社 レスバスコポーレーション	愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター	156,331,000円

当該補助金は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の振興を図るために、学校運営に要する経常的経費について補助されており、補助を受けた学校法人は、補助金の適正な執行に努め、その執行内容について説明責任を負うところ、学校法人においては、このことが十分に認識されていないと思料される。

については、これまで行ってきた学校法人への検査・指導方法を再検証した上で、学校法人に補助制度の趣旨を十分に認識させるとともに、更に補助対象経費を整理、明確化を図るなどして、補助金交付事務の適正化に一層努められたい。

(私学文書課)

3 社会福祉法人吾子苑に対する平成23年度から26年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、当法人による入所者の事務費徴収額の認定において、必要経費として認められない介護保険サービスに係る食材料費等を計上し、入所者の事務費本人徴収額を過小に算定していたため、計457,000円が過大に交付されていた。

また、社会福祉法人宇和島市民共済会に対しても、同様の理由で平成26年度分の同補助金81,000円が過大に交付されていた。

事務費徴収額認定の審査を適正に行われたい。
(南予地方局健康福祉環境部)

○公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

愛媛県監査委員 佐伯 満 孝
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫
同 渡 部 浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
私 学 文 書 課	平成28年2月8日
南予地方局健康福祉環境部	"

(監査の結果)

愛媛県私立学校運営費補助金及び愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

1 愛媛県私立学校運営費補助金について、聖カタリナ女子高等学校が報告した専攻科の退学者数を見落として配分額を算出したため、当校に対し平成22年度から26年度までの5年間、計2,191,000円が過大に交付されていた。

各学校法人から報告された退学者数等について十分に精査するとともに、配分算出においては複数の職員によるチェック体制の確立を図る等、厳正な事務の執行を徹底されたい。

(私学文書課)

2 愛媛県私立学校運営費補助金について、補助金交付額に影響がなかったものの、補助対象外経費を対象経費として計上している事例が例年見受けられ、当課に対し、適切に計上するよう学校法人への指導徹底を求めてきたが、平成26年度と同補助金においても、同様の事例が複数見受けられたところである。